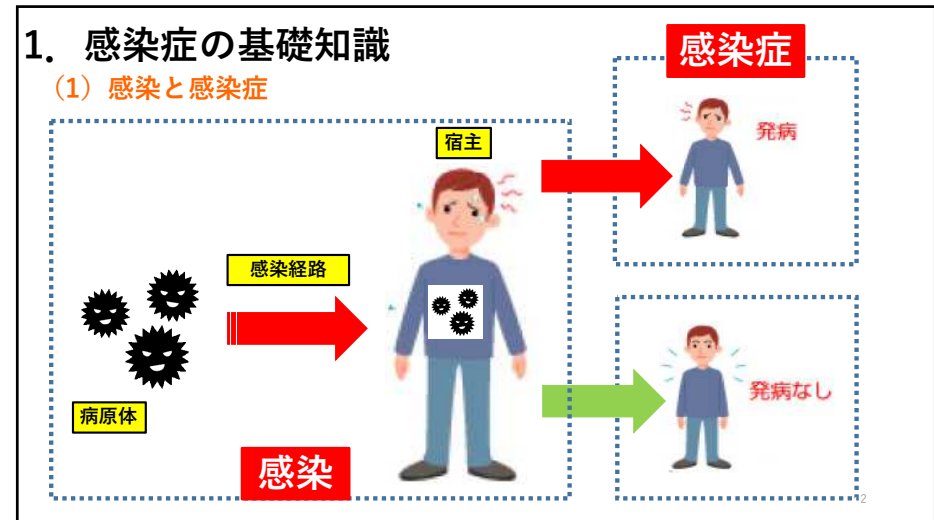


施設における感染対策の基本

令和5年度社会福祉施設等における感染症・食中毒等の発生及びまん延防止等に係る研修会

2023年9月15日
諏訪保健福祉事務所 健康づくり支援課

1



2

1. 感染症の基礎知識

(2) 感染経路

経路	接触感染	飛沫感染	空気感染	媒介感染
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・感染源に直接接触して感染する 	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体を吸い込むことで感染する ・感染者との距離が近いほど（1～2m以内）感染する可能性が高く、距離が遠いほど（1～2m以上）感染する可能性は低くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・空气中を漂う微細な粒子により感染する 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染物を介して感染する
主な疾患	COVID-19、インフルエンザ、ノロウイルス、ロタウイルス、病原性大腸菌感染症等	COVID-19、インフルエンザ、ノロウイルス、風しん、百日咳等	結核、麻しん、水痘、ノロウイルス等	ノロウイルス、ロタウイルス、病原性大腸菌感染症、黄色ブドウ球菌感染症・食中毒等

3

2. 感染予防のポイント

持ち込まない・持ち込ませない

広げない

4

3. 平常時の感染予防対策

(1) 体調管理

- ・出勤前、通所前の体調確認
- ・入所施設の利用者は、各施設決められた時間帯に体調確認をする

体調不良の場合は・・・

- ・出勤または通所しない
- ・個室隔離、別の場所・時間帯に食事を摂る
- ・必要に応じて受診をする

5

5

3. 平常時の感染予防対策

(2) 手指衛生

適切なタイミングに正しい方法で！

食事の前・トイレの後・掃除の後・外出から戻ってきた後

職員はさらに… 利用者に触れる前と後

6

6

3. 平常時の感染予防対策

(2) 手指衛生

手指衛生の種類

- ①流水＋石けんによる手洗い
- ②アルコール製剤による手指消毒

- ・ふき取りはペーパータオルを使用する
- ・ゴミ箱はフタを触らなくてもいいものを使用する

目に見える汚れがない時

7

7

3. 平常時の感染予防対策

(3) 清掃・消毒

- ・各所、原則1日1回以上清掃する
- ・基本はふき取りによる埃の除去
- ・使用した掃除用具も洗浄する
- ・トイレのドアノブ、取手、手すり、おもちゃなどよく触る部分や物にはアルコールで消毒する



※アルコールや次亜塩素酸ナトリウム液等の空中噴霧は行わない

8

8

3. 平常時の感染予防対策

(4) 飛沫感染対策

- ・ 随時または定期的な**換気**（換気扇・窓開放）
- ・ **咳エチケット**（咳やくしゃみをする際はマスク着用、ティッシュ・ハンカチで口と鼻を覆う）
- ・ 体調不良時、または、体調不良者や利用者と接する場合は**マスク着用**
- ・ **距離の確保、コミュニケーションの工夫**



9

9

4. 施設で気をつけてほしい感染症

(1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）

(2) インフルエンザ

(3) 感染性胃腸炎

（ノロウイルス、ロタウイルス等）



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

10

10

(1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）

- ・ SARS-CoV-2 による感染症で、**発熱、倦怠感、咳等の呼吸器症状、息苦しさ、頭痛、腹部症状等**、多彩な症状を呈する
- ・ β コロナウイルスに分類される**動物由来コロナウイルス**であるが、宿主動物は不明

【経過】

- ・ 2019年12月 中国・武漢市で肺炎患者が集団発生し、**ヒト-ヒト感染**によって世界的に流行
- ・ 2020年1月30日 世界保健機関（WHO）は公衆衛生上の緊急事態を宣言
- ・ 同年1月16日 国内で初めて患者が報告される
- ・ 同年2月1日 **指定感染症**に指定
- ・ 同年3月下旬から患者数が増加

11

11

(1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）

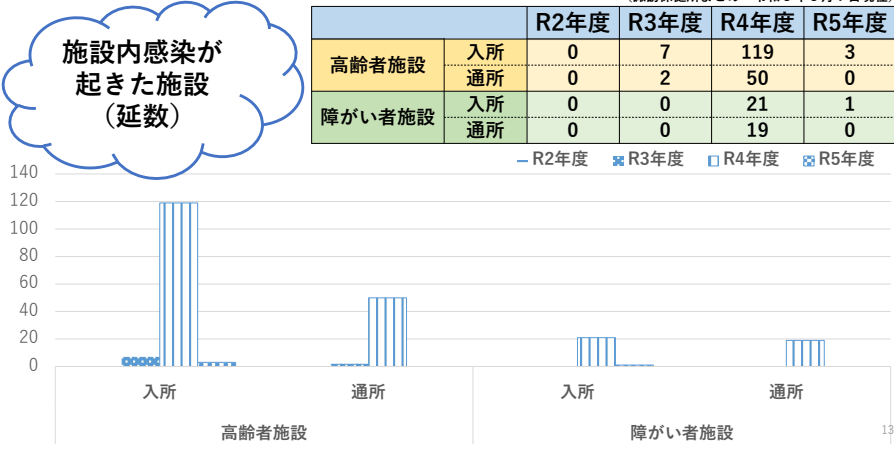
- ・ 2020年4月7日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発出
- ・ 2022年2月1日 指定感染症から**2類感染症**へと移行
- ・ 同年7月以降、再び患者数が増加し、ワクチンの普及やオミクロン株の特性などにより成人の重症化率は低下する一方、**高齢者への医療や院内感染対策などの課題**がより鮮明となる
- ・ 2023年5月5日 世界保健機関（WHO）による緊急事態宣言終了
- ・ 同年5月8日 2類感染症から**5類感染症（定点）**へと移行

5類感染症になったからといって、**感染力が弱まったわけではない！**重症化リスクのある方が利用する社会福祉施設や医療機関では、引き続き**手洗い・うがい、体調管理等の基本的な感染対策の実施と、発生時に感染を拡大させない対応が必要**となる

12

諏訪保健所管内社会福祉施設の2人以上の施設内感染

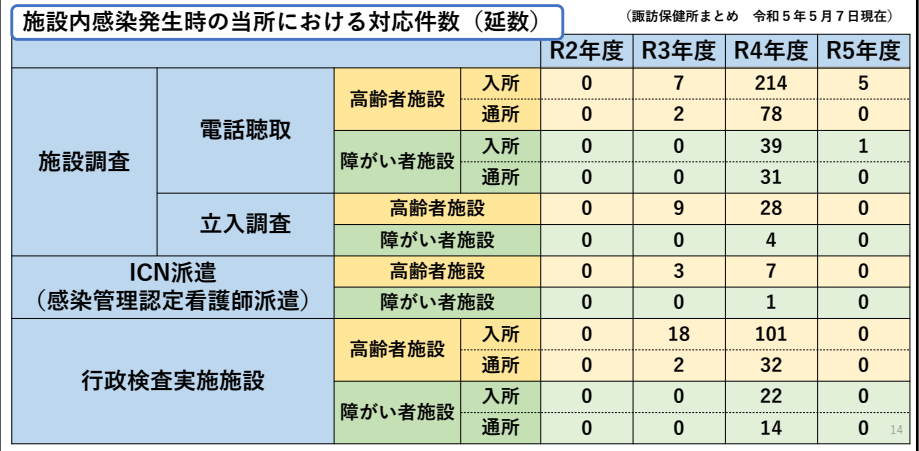
(諏訪保健所まとめ 令和5年5月7日現在)



13

諏訪保健所管内社会福祉施設の2人以上の施設内感染

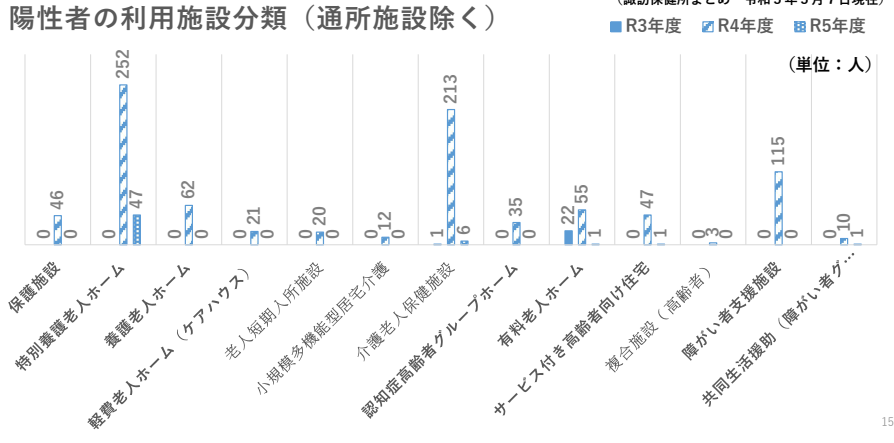
(諏訪保健所まとめ 令和5年5月7日現在)



14

陽性者が利用していた施設(諏訪保健所管内)

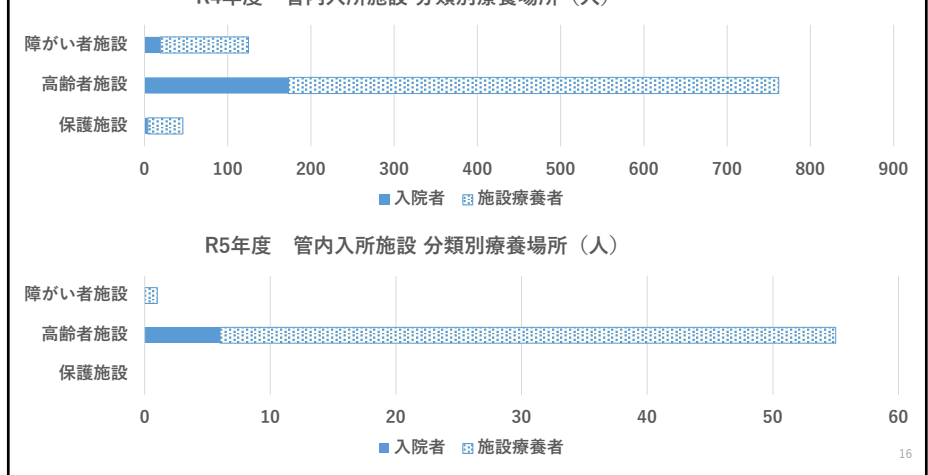
(諏訪保健所まとめ 令和5年5月7日現在)



15

R4年度 管内入所施設 分類別療養場所(人)

(諏訪保健所まとめ 令和5年5月7日現在)

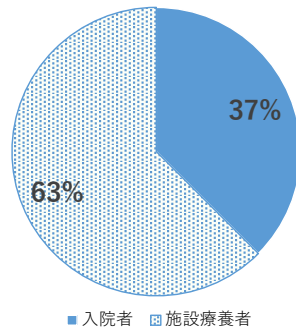


16

療養期間中に死亡した管内施設入所者（R2～5年度）

（諏訪保健所まとめ 令和5年5月7日現在）

R2～5年度 療養期間中に死亡した管内入所施設利用者の療養場所
（割合）



17

17

感染予防策

- 日頃からの手洗い、うがい、体調管理
- 定期的な換気や、よく触る場所の消毒を実施
- 職員は利用者とかかわる場合、マスクの着用が推奨される
- 面会者へ体調確認とマスク着用を依頼
- 重要化予防のための、予防接種（ワクチン接種）
 - ※日程や対象は、対象者の住民票がある市町村に確認（ホームページ・電話問合せ）

18

18

患者・有症状者発生時の対応

- 有症状時は速やかに帰宅、または、個室隔離し、医療機関を受診する
- 病室単位でゾーニング
- 患者対応時は、サージカルマスクを常に着用する
飛沫がかかる場合はゴーグルまたはフェイスシールド、
患者に触れる場合は手袋・ガウン、エアロゾル発生の場合にはN95マスクを着用する
- 共用部分、他の利用者や職員が触る場所は、発生時に清拭消毒し、その後も定期的に清拭消毒する

19

19

(2) インフルエンザ



- 【流行時期】12月頃から徐々に増え始め、1～3月頃にピーク
- 【感染経路】接触感染・飛沫感染
- 【潜伏期間】通常1～2日（最長7日間）
- 【症状】急な発熱（38℃以上）、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感、のどの痛み、鼻汁、咳など
- 【治療】抗インフルエンザ薬による薬物療法

【重症化しやすい人】

子ども／高齢者／妊娠中の女性
持病のある方（喘息、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患 等）

20

20

(2) インフルエンザ 管内市町村別集団発生状況

(令和5年8月8日現在)

	諏訪管内（施設）						合計
	諏訪市	岡谷市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	
R1年度	1	4	6	1	1	2	15
R2年度							0
R3年度							0
R4年度		1	1	1	1		4
R5年度						1	1
合計	1	5	7	2	2	3	20

21

予防のポイント ～流行前～

インフルエンザのワクチンは、
「重症化」を予防する効果があるため、
流行前に予防接種を受ける



⊗ワクチンを受けた高齢者は、死亡の危険が1/5、
入院の危険が約1/3～1/2まで減少することが期待できるとされている

⊗12月中旬までにワクチン接種を終えることが望ましい

22

22

予防のポイント ～流行中～

施設の職員

- ⊗インフルエンザにかかったら、出勤しない
- ⊗発熱等の症状を認めた場合、ただちにマスクを着用し、念入りに手を洗う
- ⊗職場と相談し、速やかに帰宅し、医療機関を受診する

【 福祉施設等で利用者がインフルエンザを発症した場合 】

- ・感染者本人を、個室に移動させる
- ・同室者を他の部屋に移動させて、感染者の居室を個室状態にする
- ・感染者が複数いる場合は、感染者を同一の部屋に移動させる

23

23

(3) 感染性胃腸炎

ノロウイルスの特徴



【感染経路】経口感染・媒介感染・接触感染・飛沫感染・空気感染

【潜伏期間】1日～2日

【症状】下痢、嘔吐、吐き気、腹痛、発熱（37～38℃）

※感染しても、症状が出ない/軽い場合がある

→症状は数日続いた後に治癒するが、回復後も2週間～1か月程度、
便にウイルスが排泄される

【治療】対症療法（水分補給、吐き気止め、整腸剤）

乳幼児や高齢者は、嘔吐物を飲み込むことによる、
誤嚥性肺炎や窒息に注意が必要！

24

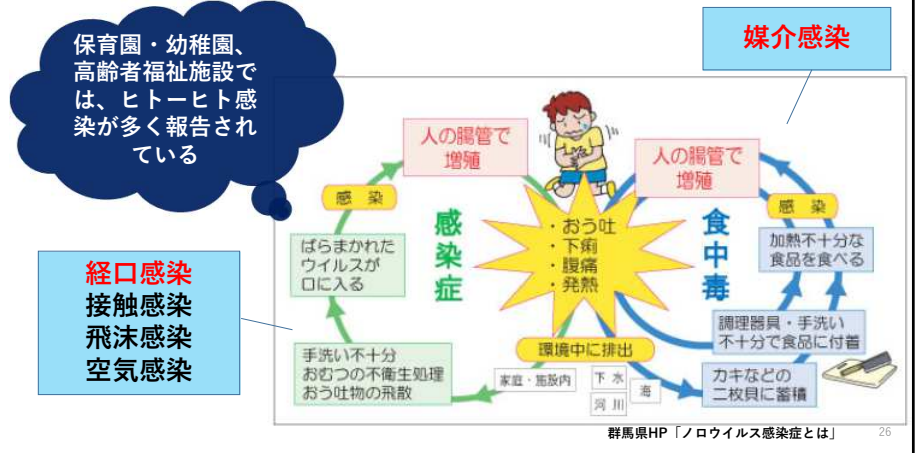
24

(3) 感染性胃腸炎 管内市町村別集団発生状況

(令和5年8月8日現在)

	諏訪管内（施設）						合計
	諏訪市	岡谷市	茅野市	下諏訪町	富士見町	原村	
R1年度	1				2	1	4
R2年度							0
R3年度							0
R4年度	4	1				1	6
R5年度	2						2
合計	7	1	0	0	2	2	12

感染経路



二次感染予防のポイント

【嘔吐物の処理】



- 初期対応を完璧に行う
- 塩素系漂白剤 新聞紙
 - 使い捨てタオル、ペーパータオル等
 - バケツ2~3個 ビニール袋2枚
 - 使い捨てマスク 使い捨て手袋
 - 使い捨てビニールエプロン

長野県健康福祉部「ノロウイルスの二次感染を防止するために」

〈嘔吐後、患者の口腔内にウイルスは残っている〉
歯磨き・うがい・洗顔をした後に、ヨード系のうがい薬でうがいをしましょう！

二次感染予防のポイント

① 塩素濃度 0.02%の消毒薬を作る場合

消毒薬の量	塩素剤の濃度 (商品名の例)	1% (ミルトンなど)	5~6% (ハイター、ブリーチ、 ピューラックスなど)
全量2リットル の場合		40mL (キャップ8杯)	8mL (キャップ約1.5杯)
全量500ml の場合		10mL (キャップ2杯)	2mL (キャップ約半分)



水をペットボトル一杯
になるまで入れる

日常の清掃
床、便座
ドアノブ
おもちゃ
等

② 塩素濃度 0.1%の消毒薬を作る場合

消毒薬の量	塩素剤の濃度 (商品名の例)	1% (ミルトンなど)	5~6% (ハイター、ブリーチ、 ピューラックスなど)
全量2リットル の場合		200mL	40mL (キャップ8杯)
全量500ml の場合		50mL (キャップ10杯)	10mL (キャップ2杯)



水をペットボトル一杯
になるまで入れる

嘔吐物や便
で高濃度に
汚染された、
場所や物
等

長野県健康福祉部「ノロウイルスの二次感染を防止するために」 28

二次感染予防のポイント

【衣類が汚染した場合の処理】

(1) 塩素系消毒剤を使う場合 ※漂白作用あり

- ①嘔吐物をペーパータオル等で可能な限り除去する
- ②ビニール袋に衣類と洗剤、水を入れる（汚染した手袋は交換する）
- ③もみ洗いし、トイレに汚水を流す（にごりが無くなるまで繰り返す）
- ④袋の外側から衣類を絞る
- ⑤次亜塩素酸ナトリウム等を入れたバケツに衣類を漬け込み、フタをして30分間放置する（濃度：250～1000ppm）
- ⑥他の衣類と別にし、通常の洗濯をする

マスク・手袋・
エプロン・ゴーグルを着用

+ 換気

使用したバケツは
洗浄・消毒

29

29

二次感染予防のポイント

【衣類が汚染した場合の処理】

(2) 消毒液を使用しない場合（熱湯消毒）

- ①嘔吐物をペーパータオル等で可能な限り除去する
- ②ビニール袋に衣類と洗剤、水を入れる（汚染した手袋は交換する）
- ③もみ洗いし、トイレに汚水を流す（にごりが無くなるまで繰り返す）
- ④袋の外側から衣類を絞る
- ⑤バケツに衣類を入れ、熱湯を注ぎ、フタをして5分間放置する（温度を85℃で5分以上保つ）
- ⑥放置後、温水を捨てて③を再度行う
- ⑦他の衣類と別にし、通常の洗濯をする
- ⑧高温で乾燥、アイロンがけ等で再度加熱する

マスク・手袋・
エプロン・ゴーグルを着用

+ 換気

使用したバケツは
洗浄・消毒

30

30

二次感染予防のポイント

【カーペットが汚染した場合の処理】

- ①嘔吐物をペーパータオル等で可能な限り除去する
- ②ぬれタオルの上から温度設定を「高」にしたスチームアイロンを2分あてる
- ③（②ができない場合）
嘔吐物があった場所にキッチンペーパーを敷き、下記の消毒剤を染み込ませ10分間消毒する ※漂白の恐れあり
 - ・次亜塩素酸ナトリウム（1000ppm以上）
 - ・市販の二酸化塩素剤（0.006%）

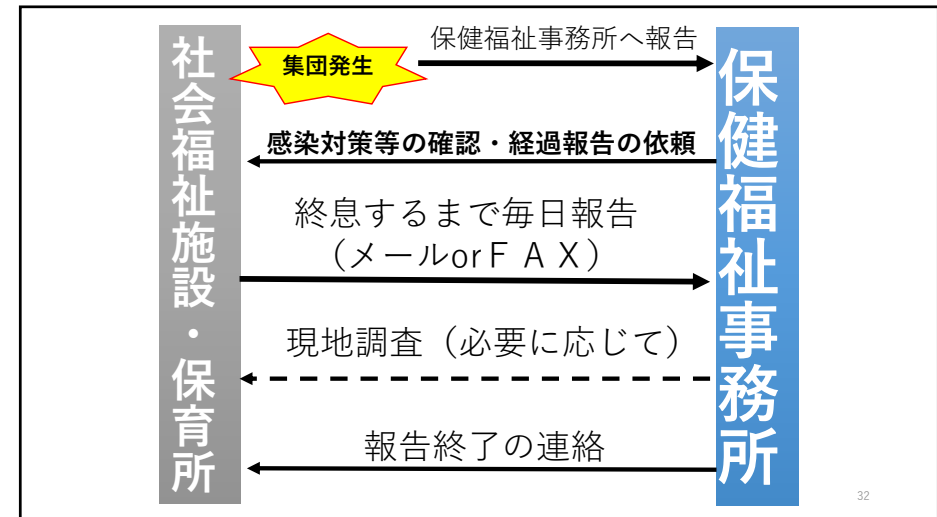
マスク・手袋・
エプロン・ゴーグルを着用

+ 換気



31

31



32

32

参考資料・文献

- 高齢者介護施設における感染対策マニュアル（厚生労働省,2019年3月）
- 保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省2018年3月）
- ノロウイルス感染症の二次感染を防止するために（長野県健康福祉部,平成23年11月）
- ノロウイルスに関するQ&A（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ノロウイルス食中毒・感染症から守るーその知識と対策ー（野村著,太平社,2013）
- 平成30年度インフルエンザQ&A（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansennshou01/qa.html>
- インフルエンザ施設内感染予防の手引き（厚生労働省健康局結核感染症課,平成25年11月）
- 長野県の感染症情報
<http://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/index.html>
- 第12回メディカルスタッフのための感染対策セミナー 歩けるESBL産性菌保菌者の病院・施設での管理：2017年5月30日独立行政法人 地域医療機能推進機構九州病院 森本 麗華

33